



# 「文書による事前教示」 をご利用ください

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、  
文書で回答を受けることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か  
知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認  
定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し  
3年間尊重される などのメリットがあります。



カスタム君

## 「文書による事前教示」のメリット

### 照会書の提出

原産地を照会します



照会者

(輸入者・通関業者)

#### 事前教示に関する照会書

照会者：財務商事(株)  
「経済連携協定(アセアン)について照会します」  
品名：T シャツ  
型番：ST-2  
製造地：VIETNAM  
照会貨物の説明：  
(材料・製造工程等)

### 回答書の交付

#### 事前教示回答書

回答：日アセアン  
包括協定上のベトナム原産品と認められる。  
品名：T シャツ  
(61.09 項)  
材料・製造工程：  
原産地認定理由：

輸入申告のときに、  
窓口にて提示してください



税関

(原産地部門)

### 輸入申告

アセアン協定の  
特惠税率で申告  
します



照会者

(輸入者・通関業者)

事前教示  
回答書

問題あり  
ません



税関

(通関部門)

## 「文書による事前教示」がないと起こりうる事例

### 輸入申告のとき



輸入者

ベトナムでスーツ  
を縫製したので、  
アセアン協定の特  
恵税率を適用して  
申告しよう！



輸入者

これは生地が中国製なので、  
適用できません

事前に文書で  
照会しておけば  
よかった…



税関

(通関部門)

文書による事前教示のための様式は、税関ホームページから入手できます (<http://www.customs.go.jp>)

各種様式・記載要領

〔トップページ下部  
「ピックアップ」のコーナー  
「輸出入手続」〕



関税法関係[C]



事前教示に関する照会書

(原産地照会用) (C-1000-2)

お問い合わせ先：東京税関 業務部首席原産地調査官

tel 03-3599-6527 email tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

※原産地を回答するためには、使用材料や製造工程等の詳細が必要です。メールでの照会も受け付けておりますが、材料等の情報が不十分な場合、改めて資料の提出をお願いすることとなりますので、ご留意下さい。